

中間前払金に関するQ&A

Q1 中間前払金とはどのようなものですか？

A1 1件あたりの請負予定金額が500万円以上、工期90日以上 of 建設工事において、請負金額の10分の4以内を前払金として支払っていますが、更に、施工の中間期に10分の2までを追加して支払う前払金のことを中間前払金とといいます。中間前払金は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方の事務の省力化を図ることを目的としています。

Q2 中間前払金の対象工事は何ですか？

A2 請負予定金額500万円以上、工期90日以上 of 土木建築に関する工事が対象となりますが、当初の前払金を受領していることが必要です。(設計・測量等のコンサルタント業務は対象外です。)

Q3 中間前払金制度のメリットは何ですか？

A3 「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。「部分払」の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前払金の認定は書面審査であるため、事務にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q4 中間前払金制度においては、中間検査は必要ないのでしょうか？

A4 中間前払金制度においては、部分払とは異なり中間検査は行いません。工事検査関係書類の提出は不要で、原則的に現場を止めていただく必要はありません。

Q5 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A5 中間前払金を受けたあとに部分払の請求は可能です。ただし、部分払を受けた後は、中間前払金を請求することはできません。

Q6 中間前払金を請求できる現場の進捗条件は何ですか？

A6 次の条件をすべて満たしていれば請求することができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事の進捗額が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q7 実際の工事の進捗状況が予定出来形を下回っている場合でも、中間前払金の認定申請をすることができますか？

A7 中間前払金制度の認定要件は、上記A6のとおりですので、工事の進捗状況にかかわらず認定要件を満たしていれば認定申請することができます。

Q8 中間前払金の請求のタイミングは？

A8 実施工程の出来高割合が2分の1(50%)以上となったときに、中間前払金認定請求書(第10号様式)に関係書類を添えて、発注者(工事担当課)に提出して下さい。

Q9 中間前払金の認定請求時に必要な書類は？

A9 中間前払金認定請求書(第10号様式)に工事履行報告書(様式第11号)、工程表、工事写真(着手前・現況)等を添付して発注者(工事担当課)に提出して下さい。なお、出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が請負金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出を求める場合があります。

Q10 請負金額が変更(増額・減額)された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A10 中間前払金の割合は請負金額の20%以内であり、かつ既に済んでいる前払金との合計が60%を超えることはできませんので、下記のような算式となります。

(1) 増額変更の場合(例)

「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金>変更後の請負金額×20%」なので、「変更後の請負金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例)請負金額が1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円

$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

(3,200,000 円 > 2,400,000 円)

→ 中間前払金請求可能額: 2,400,000円

(2) 減額変更の場合(例)

「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金<変更後の請負金額×20%」なので、「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例)請負金額が1,200万円、減額変更200万円、前払金480万円

$10,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,800,000 \text{ 円} < 10,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

(1,200,000 円 < 2,000,000 円)

⇒中間前払金請求可能額: 1, 200, 000円

Q11 変更契約により工期が延長となった場合、認定要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A11 変更契約後の工期(延長後の工期)の2分の1となります。

Q12 中間前払金の認定申請から支払いまでの期間はどれくらいでしょうか？

A12 中間前払金の認定請求後、中間前払金認定調書の交付までが原則7日以内(※)、中間前払金請求書、中間前払金に関する保証証書及び保証約款受領後、支払いまでが14日以内です。

※提出された書類について内容等に不備がある場合、連休期間前、その他特別の事情がある場合は、期間内に認定調書の交付が出来ない場合があります。

Q13 継続費や債務負担(複数年契約)の工事には適用されますか？

A13 適用されます。各年度の出来高予定額に対応した額を請求することができます。また、中間前払金を受けた場合でも、各年度の出来高予定額に対応する部分払を年度末に受けることができます。